

税

問合先 税務課

6月10日(火)

市民税・府民税・森林環境税の
納税通知書を送付します

納期限までに金融機関(銀行・農協・郵便局など)、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイト、市役所などで納付してください。

□座振替を利用している場合は、指定口座の残額確認をお願いします。(領収書は送付しませんので、通帳を記載し確認してください)

【市民税・府民税・森林環境税(普通徴収)の納期限】

- 第1期分…6月30日(月)
- 第2期分…9月1日(月)
- 第3期分…10月31日(金)
- 第4期分…12月25日(木)

【納期限内に納めまじょう】

納期限までに納税しない場合は、本来納めるべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。必ず期限内に納めてください。

【市税の納付は便利な口座振替を利用してください】

市税の納期限日に、指定の口座から振り替えて納付することができます。納期ごとに納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。ぜひ利用してください。新たに口座振替を希望する場合は、通知書に同封する申込書の申込期限を確認し、取扱金融機関または税務課窓口で申し込んでください。また、対象金融機関(池田泉州銀行・紀陽銀行・南都銀行)の預金口座およびキャッシュカードを持って

いる人は、市ホームページからWeb口座振替サービスを利用できますので活用してください。二次元コード(eQR)を利用した納付ができるようになります

スマートフォンやインターネットから、「地方税お支払サイト」で納付ができます。

対象は、固定資産税・都市計画税(償却資産含)、軽自動車税(種別割)および市民税・府民税・森林環境税(普通徴収)の当初納税通知書に同封されているeQRの印刷された納付書かつ納期限内に限られます。再発行依頼などの納付書にはeQRを印刷することができな

いので利用できません。●スマートフォンやタブレット端末、パソコンを使用して、「地方税お支払サイト」へアクセスし、eQRを読み込むことで、クレジットカードやインターネットバンキングなどによる納付ができます。●納付書裏面に記載されているスマートフォン決済アプリに加え、eQR対応スマートフォン決済アプリでも納付できます。●納付書裏面に記載されている取扱金融機関に加え、全国のeQR対応金融機関からも納付ができます。詳しくは、eTAXホームページ(<https://www.eltax.go.jp/>)または地方税お支払サイト(<https://www.payment.eltax.go.jp/>)をご覧ください。全国のeQR対応金融機関は、eTAXホームページで、eQR対応アプリは地方税お支払サイトで確認できます。

■減免制度

解雇や倒産により失業したなどの特別な事情により、市民税・府民税・森林環境税の納付が困難な人は、所得状況などにより税が減額されることがあります。ただし、自己都合による退職(定年退職・結婚・出産・引

越しの為など含む)や雇用期間満了による退職については減免の対象となりません。 ※納期限が過ぎた税額は減免の対象外

【令和7年度市・府民税課税証明書】の発行

市役所税務課窓口では6月2日(月)から、コンビニエンスストアでは6月1日(日)から発行可能となります(同日より令和6年度以前の証明書はコンビニエンスストアで発行できません)。

※メンテナンスのため、コンビニエンスストアでの課税証明書の発行ができない日があります。

令和6年度市・府民税において一部対象者を除いて定額減税を実施しました。令和6年度において減税対象であった場合、令和7年度については、所得や控除の内容が同様であっても前年度と比較して年税額が上がる可能性があります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる納税義務者(令和6年中の合計所得金額が1,805万円以下)については、令和7年度分の市・府民税において1万円の定額減税を行います。

詳しくは、納税通知書に同封の「市・府民税のしおり」または市ホームページ(ID:1288)をご覧ください。

広告

国保年金

問合先 国保年金課

令和7年度 国民健康保険
保険料率が決まりました

令和7年度の国民健康保険料の大阪府統一保険料率は、別表のとおりです。

(別表) 令和7年度 大阪府統一国民健康保険料率

区分	算定基礎	医療分	後期高齢者 支援金分	介護分
所得割	令和6年中の 基準総所得金額に対して	9.30%	3.02%	2.56%
均等割	被保険者1人あたり	34,424円	11,034円	18,784円
平等割	1世帯あたり	33,574円	10,761円	—
賦課限度額		65万円	24万円	17万円

【介護分保険料】

40歳以上65歳未満の人は介護保険第2号被保険者となり、介護分保険料が合わせて賦課されます。

※6月以降に40歳に到達する人は、40歳到達月の翌月に介護分保険料が加算され、納付する保険料が変更となります。来年3月までに65歳に到達する場合は、65歳到達月の前月までの介護分保険料を10回の納期に分割し納付通知書に含めています。

■未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の軽減

令和4年度から、未就学児(世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者)の均等割額の2分の1が軽減されます。また「低所得者世帯の国民健康保険料の軽減」が適用されている場合は、軽減後(7割・5割・2割軽減)の均等割額の2分の1が軽減されます。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシを参照してください。

■出産被保険者に係る産前産後期間の保険料軽減

令和6年1月1日より、子育て世代の負担軽減、次世代育成

支援などの観点から出産予定または出産した人の産前産後期間の国民健康保険料を軽減する制度が始まりました。

※詳しくは当初納付通知書に同封の「泉佐野市国民健康保険料について」のチラシを参照してください。

■納付通知書を6月中旬に送付【特別徴収(年金天引き)】

次の条件をすべて満たす場合は、原則として世帯主の年金から保険料を天引きします。

対象条件

- 世帯主が国民健康保険加入者で今年度中に75歳に到達しない
- 国民健康保険加入者全員の年齢が65歳以上75歳未満の世帯である
- 世帯主(納付義務者)の特別徴収対象年金が年額18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

※複数の年金を受給している場合は、年金の合計が年額18万円以上でも特別徴収にならないことがあります。また、特別徴収対象でも介護保険料の決定により、特別徴収から普通徴収に変更となる場合があります。

【普通徴収】

納付書や口座振替で納付します。納期は6月から来年3月までの各月(全10回)です。全納と各期別の納付書(単票式)を納付通知書に同封しています。納付前に全納分が各期分かを確認し、必ず納期限内に納めてください。

□座振替で納付している場合は、指定口座の残高確認をお願いします。

国民年金の任意加入

日本に住む20歳以上60歳未満の人(60歳未満の老齢・退職年金の受給権者除く)は、国民年金に加入し保険料を4年間納めることで満額の老齢基礎年金を65歳から受給できます。しかし、国民年金に加入しなかった期間・保険料を納め忘れたために、満額の老齢基礎年金(令和7年度831,700円(昭和31年4月1日以前生まれの人は829,300円))を受け取ることができない人や、年金を受け取るための必要な期間(保険料を納めた期間と免除(一部免除は納付期間)された期間などを合計して原則10年以上)を

満たしていない人で、次のいずれかに該当する場合は申請日から任意加入することができず。

- ①日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ※老齢基礎年金の「繰上げ支給」を受けている人は除く
- ②60歳未満の老齢(退職)年金受給者
- ③日本国内に住んでいる65歳以上70歳未満の人
- ④海外に住んでいる65歳以上70歳未満の日本人
- ⑤海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ※③④は昭和40年4月1日以前に生まれ、老齢(退職)年金の受給に必要な期間を満たしていない人に限ります。また⑤は、受給期間が4年となるまで任意加入できます。

必要なもの

- マイナンバーカードか通知カード、または年金手帳(あるいは基礎年金番号通知書)
- 預貯金通帳と届出印(任意加入時の保険料の納付方法は⑤を除き原則口座振替)

※戸籍謄本などが必要な場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

国民健康保険料の納付

■納付は必ず納期限内に

保険料の納付が納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金をあわせて納めていただくこととなります。また、未納の状態が続くと、納期限までに納めた人との公平を保つため、やむを得ず、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差押えることもあります。保険料は納期限内に納めましょう。

■便利な口座振替のご利用を

保険料を年金から差し引いて納付している人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替による保険料の納付は、残高確認をしておけば納付時に金融機関などに行く必要がなく、納め忘れもありません。また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請や来庁の必要もありません。

【口座振替の手続き方法】

●口座振替依頼書に必要事項を記入し金融機関届出印を押印のうえ、口座振替取扱金融機関の窓口または泉佐野市国保年金課窓口へ申し込んでください。口座振替依頼書は次の二次元コー

ドまたは国保年金課への電話で取り寄せできます。



▲口座振替依頼書請求フォーム

●国保年金課窓口では、専用端末機にキャッシュカードを通して暗証番号を入力することで、口座振替の手続きができます。(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く)

※一部取扱いできないカードもありますので詳しくは問い合わせてください。

●紀陽銀行・池田泉州銀行・南都銀行はスマートフォンやパソコンなどのインターネット上で口座振替申込をすることができます。

※キャッシュカードを持っている人は個人の口座に限り利用できます。申込は次の二次元コードから



▲国民健康保険料



▲後期高齢者医療制度

■コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで納付できます

バーコード付の納付書であれば、納付書裏面に記載したコンビニエンスストアおよびスマートフォンアプリで、曜日や時間を気にせずに納付することができます。

【取り扱いスマートフォンアプリ】

- PayB (ペイビー)
- PayPay (ペイペイ) 請求書払い
- FamiPay (ファミペイ) 請求書支払い
- au PAY (エーユーペイ) 請求書支払い

【次のような納付書は利用できません】

- バーコードが無い
- 本状使用期限が過ぎている
- 金額が訂正されている
- 傷みや汚れなどでバーコードが読み取れない
- 1枚の金額が30万円を超えている

※これらの納付書で納める場合は、金融機関・郵便局・市役所の窓口を利用してください。また、スマートフォンアプリで納付された場合は領収証書は発行されませんので、領収証書が必

要な場合は金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。スマートフォンアプリの種類によって支払い上限額が異なります。ご利用方法、利用可能銀行など、詳しくは市ホームページ(ID:2370)をご覧ください。



▲市ホームページ



■保険料の納付相談

特別な事情で納期限内に保険料の納付が難しいときは、早めに相談してください。次の事由に該当する場合は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。申請には事前予約が必要となります。また、収入を証明する書類が必要となりますので、詳しくは問い合わせてください。

【減免事由(大阪府内統一基準)】

- 災害により居住する住宅について著しい損害をうけたとき
- 事業の休廃止、失業などにより、所得が著しく減少したとき
- 減少後の所得に基づき算出される保険料額が賦課限度額を超えている場合を除く

●被保険者が刑事施設、労働場などの施設に拘禁されたとき

●被保険者の資格取得日において65歳以上の人で、資格取得前日に各被用者保険などの被保険者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった人に限る)の被扶養者であった人

【夜間納付相談】

納付猶予や分割納付相談は電話で相談してください。日中に納付相談が困難な場合は、夜間相談を利用してください。

日時 6月19日(木) 午後8時まで(受付:午後7時30分まで)

